

民間木造住宅耐震改修費補助金申請書類を作成するにあたっての留意点

蒲郡市建設部建築住宅課

提出書類は、専門的な内容を含みますので、これを施工業者にご提示ください。

◎補助対象となる耐震改修工事とは？

耐震診断において判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とするもの。ただし、耐震補強上有効なものに限る。(4.にて詳細参照)

1. 図面について

- (1)各部屋ごとに見積りできるように番号等割付を明示のこと
- (2)詳細図、基礎、筋違、構造合板の納図
- (3)記載例
 - ①補強計画図・・・別紙のとおり
 - ②補強方法を示す図書・・・別紙のとおり

2. 工事見積書について

- (1)見積書は可能な限り部屋ごとに見積ること
- (2)耐震改修対象工事費と対象外工事費を明示のこと
 - ※見積書記載例参照（全体工事費と対象工事費を明示）
- (3)見積書記載例・・・別紙のとおり

3. 対象範囲について

- (1)床及び天井 筋違等取付部分から概ね90cmの範囲を対象とする
- (2)壁 筋違等取付部分のみ対象とする
- (3)補助対象区分 別紙「補助対象区分一覧表」のとおり

4. 耐震補強上有効な耐震改修工事とは

『1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点を、判定値に0.3を加算した数値以上にする』工事とする。

具体的には、以下のように対処してください。

	耐震診断		耐震改修後	
	X方向	Y方向	X方向	Y方向
2階	1.05	1.00	1.05	1.00 (*1)
1階	0.80	0.90	1.10	1.10 (*2)
判定値	0.80		1.00	

(*1) 1.0以上の階・方向は評点をアップする必要はない。

(*2) 1.0未満の階は、最も低い評点(0.8)に0.3を加算した評点(1.1)以上になればよい。